健康保険法等の一部を改正する法律（令和８年法律第31号）の概要

改正の趣旨

持続可能な医療保険制度の実現に向けて、必要な保険給付等の適切な実施と世代間や世代内での負担の公平性の確保を図るため、一部保険外療養の創設、後期高齢者医療における金融所得の保険料等への勘案、出産に係る給付体系の見直し、国民健康保険における子どもに係る均等割保険料等の軽減の拡充等の措置を講ずるほか、医療機関の業務効率化と勤務環境改善の取組等に係る措置を講ずる。

改正の概要

１．より公平な負担の実現、効率的な給付の確保【健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等】

① OTC医薬品との代替性が特に高い薬剤を用いた療養等について、薬剤費の一部を保険給付外とする一部保険外療養を創設する。

② 後期高齢者医療において、上場株式の配当等の金融所得を保険料の算定や窓口負担割合等の判定に公平に反映するため、金融所得の支払に係る報告書等（法定調書）を金融機関等がオンラインにより後期高齢者医療広域連合へ提出する義務等を設ける。

２．出産等の次世代支援や現役世代からの予防・健康づくりの拡充【健保法、船員保険法、国保法、母子保健法等】

① 出産に伴う妊婦の経済的負担を軽減するため、出産の標準的な費用に係る給付体系の見直し等を行う。

② 妊婦健診に伴う妊婦の経済的負担を軽減するため、妊婦健診（望ましい基準内）の実施に係る標準額を定める等の環境の整備をするほか、サービス及び費用の見える化を進める。※こども家庭庁所管事項

③ 国民健康保険制度において、子どもに係る均等割保険料（税）の５割を軽減する措置の対象を、未就学児から高校生年代まで拡充する。

④ 現役世代の予防・健康づくりを強化するため、全国健康保険協会が取り組む保健事業に関する責務を明確化する。

３．必要な医療の提供の確保【健保法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、医療法等】

① 高額療養費の支給要件等を定める際には、特に長期療養者の家計への影響が適切に考慮されるよう、法律上明確化する。

② 業務効率化・勤務環境改善に取り組む医療機関を支援する新たな事業を地域医療介護総合確保基金に設けるほか、計画を作成し業務効率化・勤務環境改善を推進する病院を厚生労働大臣が認定する仕組みを設ける。併せて、医療機関は業務効率化・勤務環境改善に努めるものとする。

４．その他【健保法、国保法、高確法等】

① 全国健康保険協会の平均保険料率の引き下げとあわせ、令和８年度から令和10年度までの時限措置として、全国健康保険協会への国庫補助に係る特例減額の控除額を引き上げる特例措置を講じる。

② 国民健康保険組合に対する国庫補助について、一定の場合に、現行の補助率の下限よりも低い補助率を例外的に適用する。

③ 国民健康保険の財政安定化基金（本体基金分）について、納付金（保険料）の抑制のための取崩しを認める。

等

このほか、平成19年の雇用保険法等の一部改正法で改正を要した船員保険法第76条第６項について、規定の形式的修正を行う。

施行期日

令和９年４月１日（ただし、２④及び４①は公布日、３①は令和８年８月１日、３②の一部は令和９年１月１日、１①は公布後１年以内に政令で定める日、２①及び②は公布後２年以内に政令で定める日、１②は公布後５年以内に政令で定める日等）

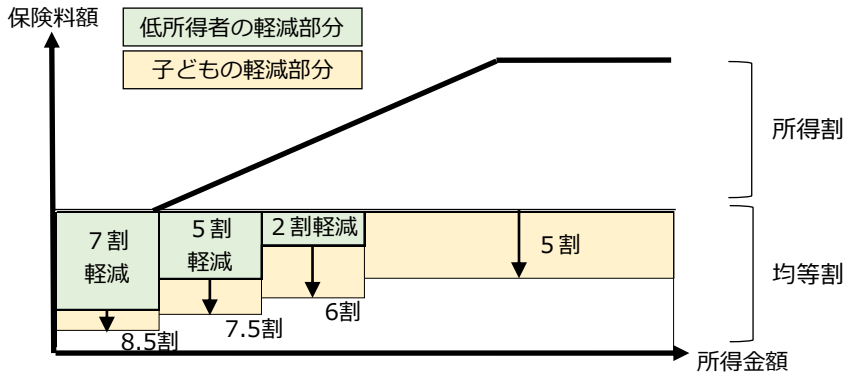
国民健康保険制度改革の推進

● 国民健康保険制度の持続的な財政運営、負担能力に応じた負担等の観点から、以下の見直しを行う。

（１）子育て世帯の保険料負担軽減

○ 令和４年４月から、未就学児に係る**均等割保険料**について、その５割を公費（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）により軽減する措置を講じているところ、**子育て世帯の更なる負担軽減**のため、**５割の軽減措置の対象**を**高校生年代**まで拡充する。

（参考）軽減対象者数
未就学児 約50万人 ⇒ （+約140万人） 高校生年代まで 約180万人



（２）国民健康保険組合に係る見直し

① 国保組合の定率補助について、**負担能力に応じた負担**等を進める観点から、**一定の水準に該当する国保組合**（※）に**例外的な補助率（12%、10%）を適用**する（原則は13%～32%）。

（※）補助率13%の区分に該当する国保組合のうち、以下の①～③の全てに該当する場合
① 保険料負担率（被保険者一人当たり保険料÷国保組合の平均所得）が低い
② 積立金が多い（かつ、被保険者数が3,000人以上（経過措置））
③ 医療費適正化等の取組の実施状況が低調

＊その他、補助率を区分する所得基準及び各国保組合の平均所得の算出方法を見直す。

② **健康保険の適用除外となることで国保組合の被保険者となる場合の手続**（※）について、年金機構による承認を必要とせず、**申出を行う**ことのみで足りるものとし、国保組合における**事務手続の簡素化**、被保険者の資格情報管理における**タイムラグの解消**を図る。

（※）法人を設立する等により、本来、健康保険に加入する必要がある場合であっても、国保組合の事業運営の継続性の観点から、例外的に健康保険の適用除外により国保組合の被保険者となることが認められている。

（３）その他持続的な国保運営に向けた見直し

○ 財政安定化基金の本体基金分（※）について、保険料抑制のための取崩しを認めるとともに、従来の積戻し期間（３年間）よりも長い期間での積戻しを可能とする。

（※）財政安定化基金は、国保財政の安定化のために各都道府県に設置されているもの。そのうち国費により造成された本体基金分は、現行では、保険料収納不足や保険給付費増による財源不足が生じた場合に活用することが可能となっている。

○ 低所得者に対する保険料軽減判定の適正化等の観点から、保険者の異動を原因とする資格喪失日を１日前倒し、資格喪失の原因たる事実が発生した日を資格喪失日とする（令和７年地方分権提案関係）。

国民健康保険の財政安定化基金の見直し

【現状】

- 国保の財政安定化基金は、国保財政の安定化のため、保険料収納不足や保険給付費の増加に伴う**財源不足が生じた場合に**、当該基金を活用することで、一般財源からの補填等を行う必要が生じないよう、**平成30年度に国費により各都道府県に設置**されたもの。
- また、令和４年度より、都道府県の国民健康保険特別会計に生じた剰余金を積み立て、保険料の抑制のために活用できる事業（財政調整事業）を追加。
- 国費により造成した部分（本体基金）は、保険料抑制のために事前に一定額を取り崩して活用することが認められておらず、その活用状況も低調。また、財政調整事業分の保有がない都道府県もある（※）。

（※）本体基金分の保有割合が95%以上の都道府県は41都道府県、財政調整事業分の保有がない都道府県は７都道府県（いずれも令和６年度末時点）。

【改正内容】

財政安定化基金の本体基金分について、**保険料抑制のための取崩しを認める**とともに、**従来の積戻し期間（３年間）よりも長い期間での積戻しを可能とする**。

現行制度の概要

１．本体基金

○　国費で創設（2,000億円を造成。）

①　貸付
収納率悪化等に伴う市町村の保険料収納不足額に対する貸付。当該市町村が、原則３年間で償還（無利子）。

②　交付
特別な事情が生じた場合、モラルハザードが生じないよう留意しつつ、保険料収納不足額×１／２以内を交付。交付分は、国・都道府県・市町村で１／３ずつ補填。
※　特別な事情に該当する場合　･･･災害、景気変動等

③　取崩
都道府県の保険給付費が予想以上に増加し財源不足が生じた場合、当該不足分を取り崩す。原則３年間で積み戻す。

２．財政調整事業

○　各都道府県が国保特会において生じた決算剰余金を財政調整事業分として積み立て、以下の場合に取り崩し、保険料の抑制のために活用することが可能。
- 都道府県または市町村の１人あたり納付金額が前年度の額を上回る場合
- 前々年度の概算前期高齢者交付金の額が、確定前期高齢者交付金の額を上回る場合　等

改正イメージ

